

審 査 基 準

令和8年4月1日作成

| |
|--|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 拠 条 項：第9条の3の2第1項 |
| 処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定 |
| 原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会） |
| 法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項（クロスボウ射撃指導員の指定）、同第30条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第46条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第42条の2（クロスボウ射撃指導員の基準）、同第43条（射撃指導員の指定の申請の手続） |
| 審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、すべてに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中 (1) 「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 |
| 標準処理期間： 35日（うち所轄警察署長14日） |
| 申 請 先： 申請書は、あなたの住所を管轄する警察署の生活安全第二課又は生活安全課（係）の窓口に提出してください。 |
| 問 い 合 せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 住所を管轄する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110）） |
| 備 考： |

